

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対 象 年 度	令和 5 年度
監 査 期 間	令和 6 年 10 月 29 日～令和 7 年 4 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 1 月 7 日
所 管 部 署 名	健康福祉部ちゅいしいじい課

指摘事項等	措置状況
<p>指摘事項<input type="checkbox"/> 留意事項<input checked="" type="checkbox"/> 要望事項<input type="checkbox"/></p> <p>(ア) 対象外経費の計上について</p> <p>沖繩市社会福祉協議会補助金交付要綱第 2 条別表において、補助対象経費について規定されているところ、収支予算書及び収支決算書に人件費等の対象外経費が計上されていたが、補助対象経費が市補助金額を上回っていたため返還には該当しないと判断していた。</p> <p>沖繩市補助金等交付規則第 6 条第 1 項において、「市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行う。」と規定されている。また、同規則第 15 条第 1 項において、「市長は、前条の規定により補助事業等実績報告書を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定する。」と規定している。</p> <p>所管部署は、補助金交付の申請段階から実績報告まで、協議会と具体的に協議を行うなど、適切な指導に努めていただきたい。</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>補助金の申請があった場合や補助事業等の実績報告書を受けた場合は、規定等に基づき、審査を行い適切に処理するように努める。</p> <p>また、沖繩市社会福祉協議会に対しては、補助金交付の申請時から実績報告まで、随時、助言・指導等を行っている。</p>

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対 象 年 度	令和 5 年度
監 査 期 間	令和 6 年 10 月 29 日～令和 7 年 4 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 1 月 7 日
補 助 団 体 名	社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会

指摘事項等	措置状況
<p>指摘事項<input checked="" type="checkbox"/> 留意事項<input type="checkbox"/> 要望事項<input type="checkbox"/></p> <p>(ア) 必要書類の提出について</p> <p>沖縄市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第 2 条第 1 項において助成申請書に添えて提出しなければならない書類が規定されているところ、未提出の書類が複数確認された。</p> <p>補助金の申請、執行の管理については、当該条例等の遵守により、適正に努めていただきたい。</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>未提出であった書類はすべて提出致しました。また、複数の職員によるチェック体制を強化し、担当課と協議のうえ適正な執行と管理に務めていきます。</p>

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対 象 年 度	令和 5 年度
監 査 期 間	令和 6 年 10 月 29 日～令和 7 年 4 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 1 月 7 日
補 助 団 体 名	社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会

指摘事項等	措置状況
<p>指摘事項<input type="checkbox"/> 留意事項<input checked="" type="checkbox"/> 要望事項<input type="checkbox"/></p> <p>(イ) 変更後の書類提出について</p> <p>沖縄市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第 2 条第 2 項において、「助成の決定を受けた事業の執行中に当該書類に変更があった場合は、変更後の書類を市長に提出しなければならない。」と規定されているところ、補助金助成決定後に、法人登記簿謄本の変更があったが、未提出であった。</p> <p>補助金の申請、執行の管理については、当該条例等の遵守により、適正に努めていきたい。</p> <p>令和 5 年 6 月 30 日 補助金助成決定通知 令和 5 年 7 月 6 日 登記事項内容の変更</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>登記簿謄本等の当該書類の提出について、年度当初に加え、内容に変更が生じた場合にも速やかに担当課へ提出するように改め、当該条例等の遵守により、適正な補助金の申請、執行の管理に努めていきます。</p>

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対 象 年 度	令和 5 年度
監 査 期 間	令和 6 年 10 月 29 日～令和 7 年 4 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 1 月 7 日
補 助 団 体 名	社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会

指摘事項等	措置状況
<p>指摘事項<input checked="" type="checkbox"/> 留意事項<input type="checkbox"/> 要望事項<input type="checkbox"/></p> <p>(ウ) 対象外経費の計上について          沖縄市社会福祉協議会補助金交付要綱第 2 条別表において、補助対象経費について規定されているところ、収支予算書及び収支決算書に人件費等の対象外経費が計上されていた。</p> <p>当該補助対象経費の執行については、当該条例等の遵守により、適正に努めていただきたい。</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>補助金対象経費を確認し予算編成するとともに、補助事業の実施に先立ち、担当課と事業内容、事業対象について事前協議を実施し、対象外経費の発生を未然に防止し、適正な事業執行に努めていきます。</p>

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対 象 年 度	令和 5 年度
監 査 期 間	令和 6 年 10 月 29 日～令和 7 年 4 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 1 月 7 日
補 助 団 体 名	社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会

指摘事項等	措置状況
<p>指摘事項<input type="checkbox"/> 留意事項<input checked="" type="checkbox"/> 要望事項<input type="checkbox"/></p> <p>(エ) 交付対象外事業への経費の使用について</p> <p>沖縄市社会福祉協議会補助金交付要綱第 7 条第 2 項において、「補助金は、交付の対象となった経費以外に使用してはならない」と規定されているところ、経費で購入した物品の一部が他の事業に使用されている状況が散見された。所管部署において、補助対象経費が市補助金額を上回っていたため返還には該当しないと判断していた。</p> <p>補助金の執行の管理については、当該条例等の遵守により、適正に努めていただきたい。</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>補助金で購入した消耗品等については、購入・使用台帳を作成し、補助事業専用と識別できるよう分類し、適正な管理に努めていきます。</p>

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対 象 年 度	令和 5 年度
監 査 期 間	令和 6 年 10 月 29 日～令和 7 年 4 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 1 月 7 日
補 助 団 体 名	社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会

指摘事項等	措置状況
<p>指摘事項<input type="checkbox"/> 留意事項<input checked="" type="checkbox"/> 要望事項<input type="checkbox"/></p> <p>(オ) 収支予算書と収支決算書の支出科目の相違について</p> <p>事業実績報告書における収支決算書の支出について、収支予算書に計上のない支出科目や大幅な執行の増額が確認された。</p> <p>当該事業は、毎年度実施しており、事業内容に基づく経費見込みについては、見積書等による市場調査において想定できるものとする。</p> <p>事業計画については、これまでの事業実績を踏まえ、効果を検証の上、計画性、実現性をもって組み立て、執行にあたっては、当該条例等の遵守により、適正に努めていきたい。</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>予算編成時に経費の適正な見積もりを徴するとともに、変更が見込まれた際に担当課との調整等により、計画性・実現性を持った事業計画と予算編成を行い、適正な執行に努めていきます。</p>

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対 象 年 度	令和 5 年度
監 査 期 間	令和 6 年 10 月 29 日～令和 7 年 4 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 1 月 8 日
所 管 部 署 名	企画部プロジェクト推進室

指摘事項等	措置状況
<p>指摘事項<input type="checkbox"/> 留意事項<input checked="" type="checkbox"/> 要望事項<input type="checkbox"/></p> <p>(ア) 必要書類の提出について</p> <p>指定管理者業務仕様書において、「指定管理者は、毎会計年度終了後 60 日以内に、当該年度の指定管理業務に関する収支決算書及び事業報告書を提出すること。」と規定され、事業報告書に必要な項目が示されているところ、事業報告書の記載項目が概略され、仕様書が示す項目通りに記載されていない状況が確認された。</p> <p>事業報告書は、当該年度の指定管理者の管理、運営状況を示す書類であり、公の施設の管理水準が達成されているかを確認する重要な役割を持っている。</p> <p>事業報告書については、事前に仕様書に則して各記載事項が明示されているか確認するなど適宜指導していただきたい。</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>事業報告書について、仕様書に則した各記載事項が明示されているか確認するため、事業報告書の各事項が、仕様書のどの部分に該当するか注釈を追加するよう指導を行った。</p>

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対象年度	令和5年度
監査期間	令和6年10月29日～令和7年4月22日
提出日	令和8年1月8日
所管部署名	企画部プロジェクト推進室

指摘事項等	措置状況
<p>指摘事項<input type="checkbox"/> 留意事項<input checked="" type="checkbox"/> 要望事項<input type="checkbox"/></p> <p>(イ) モニタリングについて</p> <p>モニタリングは、事業及び業務の履行状況や利用状況、収支状況、施設の維持管理状況等について、要求水準を満たしているかチェックを行うとともに、必要に応じて改善を求める措置を行い、市民サービスの向上につなげるためにある。</p> <p>上記(ア)に記したとおり、事業報告書の記載項目が概略され、仕様書が示す項目通りに記載されていない状況が確認された。また、収支決算書における決算額の内訳が整理されていない状況であった。これに基づくモニタリングの実施は、実態の把握が不十分と言わざるを得ない。</p> <p>所管部署においては、モニタリングの実施について、仕様書に基づく各事項を踏まえ、チェック体制を図るよう努めていただきたい。</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>仕様書項目と紐づけできるよう指導した事業報告書の確認及び随時の現場確認によりモニタリングを実施し、実態の把握に努めた。</p>

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対 象 年 度	令和 5 年度
監 査 期 間	令和 6 年 10 月 29 日～令和 7 年 4 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 1 月 8 日
所 管 部 署 名	企画部プロジェクト推進室

指摘事項等	措置状況
<p>指摘事項<input type="checkbox"/> 留意事項<input checked="" type="checkbox"/> 要望事項<input type="checkbox"/></p> <p>(ウ) 利用料の減免における具体的な算定基準について</p> <p>沖縄アリーナ条例施行規則第 6 条第 2 項において、「市長が定める減免事項は、市長が必要と認めた場合とし、減免額の算定基準は、市長及び指定管理者が定めるものとする。」と規定されているところ、具体的な算定基準が整備されておらず、その都度、所管部署と指定管理者との間で協議により決定している状況であった。</p> <p>所管部署においては、公平性、透明性の観点から、利用料の減免における市長が認める具体的な算定基準を定めていただきたい。</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>沖縄アリーナにおける利用料減免の具体的な算定基準を明確化するために「沖縄アリーナ減免取扱要綱」を定めた。</p>

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対 象 年 度	令和 5 年度
監 査 期 間	令和 6 年 10 月 29 日～令和 7 年 4 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 1 月 9 日
指 定 管 理 者 名	沖縄アリーナ株式会社

指摘事項等	措置状況
<p>指摘事項<input type="checkbox"/> 留意事項<input checked="" type="checkbox"/> 要望事項<input type="checkbox"/></p> <p>(ア) 必要書類の提出について</p> <p>指定管理者業務仕様書において、「指定管理者は、毎会計年度終了後 60 日以内に、当該年度の指定管理業務に関する収支決算書及び事業報告書を提出すること。」と規定され、必要な項目が示されているところ、事業報告書の記載項目が概略され、仕様書が示す項目通りに記載されていない状況が確認された。</p> <p>事業報告書については、仕様書に基づく各事項を踏まえ、適正に努めていただきたい。</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>再発防止策として、報告書作成時および提出前の確認プロセスに以下の手順を追加いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書との照合チェックの導入</li> </ul> <p>毎会計年度終了後の報告書作成時に、業務仕様書の規定項目と作成した報告書を照合するチェックを行い、担当者および管理責任者が二重に確認を行う体制としました。</p>

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対 象 年 度	令和 5 年度
監 査 期 間	令和 6 年 10 月 29 日～令和 7 年 4 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 1 月 9 日
補 助 団 体 名	沖縄アリーナ株式会社

指摘事項等	措置状況
<p>指摘事項<input type="checkbox"/> 留意事項<input checked="" type="checkbox"/> 要望事項<input type="checkbox"/></p> <p>(イ) 収支予算書と収支決算書の科目の相違について</p> <p>収支予算書及び収支決算書の科目については、その一部が一致せず整理されていない状況であった。</p> <p>収支決算書は、指定管理者施設の当該年度の経営状況を表す重要な書類の一つであり、その表示のあり方、根拠は明確に整理されたものでなければならない。所管部署と指定管理者の間で共通の認識をもち、帳簿や決算の内訳など、わかりやすく整理いただきたい。</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>収支予算書と収支決算書の科目構成に差異が生じた点については、収支予算書と収支決算書の科目対応関係を明示するため、「収支予算計画対応表」を作成し、収支決算書に付記することで、両書類の突合および内容の把握が可能となるよう是正を行っております。</p> <p>あわせて、再発防止および実務運用の明確化を図るため、令和 6 年度以降は、収支予算書および収支決算書について同一の科目構成により作成する運用とし、科目構成に差異が生じないように対応を実施します。</p> <p>さらに、収支予算書および収支決算書に記載する科目について、当社会計システムで使用している勘定科目との整合を図り、これまで一部において行っていた手作業による集計や科目変換を廃止しております。会計システムの出力結果と報告書上の科目を一致させる運用とすることで、数値の根拠を明確化するとともに、科目不整合や集計誤りが生じない仕組みを構築しました。</p>